

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	一
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	二
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	六
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則	一〇

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「営業者氏名」を「[㊦]」や「[㊧]」に改める。

「従事者数」	人	「 [㊦] 」
「従事者数」	人	「 [㊧] 」
「営業者からクリーニング業を譲り受けたことの有無」	有・無	「 [㊦] 」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 営業施設の平面図を添付すること。平面図上には、受渡し台、洗濯機、脱水機等を明記すること。
- 他にクリーニング所がある場合は、本籍、住所、氏名、生年月日、クリーニング師免許取得年月日、クリーニング師免許番号について記載した書類を提出すること。
- 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
 - クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - 従事者数
 - 従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名
- クリーニング業を譲り受けた者は、「営業形態」「消毒を要する洗濯物の取扱い」「クリーニング所」「従事者数」「営業施設の構造設備の概要」のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 上記4で変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、クリーニング業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第一号の(ハ)に(㊦)を

「営業者

本籍

住所

氏名

生年月日

電話番号

「営業者本籍

住所

氏名

生年月日

電話番号

(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)」

「備考」	「 [㊦] 」
「営業者から無店舗取次店の営業を譲り受けたことの有無」	有・無

改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名
 - 2 無店舗取次店の営業を譲り受けた者は、「業務用車両」「営業区域」「従事者数」「クリーニング師」「消毒を要する洗濯物の取扱い」のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
 - 3 上記2で変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、無店舗取次店の営業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第六号中「氏名〔法人にあつては、名称及〕並びに代表者氏名」を「④」や「⑤」に改め、同様式中備考1と2、備考3を備考1と2、備考4を備考3と改める。
- 様式第六号の二備考一中「戸籍謄本」の二と「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式備考3を次のように改める。
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名
- 様式第六号の三中「代表者の氏名」を「④」や「代表者の氏名」に改め、同様式備考3を次のように改める。
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、次の事項を記載した書類を提出すること。
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名

様式第四号中「撮影年月日」を「生年月日」に改める。

様式第六号中「氏名」を「④」を「氏名」に改め、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前のクリーニング業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のクリーニング業法施行細則の規定によるものとみなす。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をこのように公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十五号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(その1)(第2条関係)



理 容 所 開 設 届

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称	電話番号
	所 在 地	
理容所の構造及び設備の概要	「構造及び設備の概要」のとおり	
管理理容師及び従業者	「従業者一覧」のとおり	
開設予定年月日	年 月 日	
同一の場所で開設している美容所の名称		
同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日	年 月 日	
営業者から理容業を譲り受けたことの有無	有 ・ 無	

備考

- 1 理容業を譲り受けた者は、「理容所の構造及び設備の概要」「管理理容師及び従業者」「同一の場所で開設している美容所の名称」「同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日」のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 理容業を譲り受けた者が、理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては様式第1号(その2)中の添付書類(1)の添付を、同条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては添付書類(2)の添付を、同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては添付書類(3)の添付を省略することができる。
- 3 上記1で変更がない事項の記載を省略する場合及び上記2で添付書類の添付を省略する場合にあっては、理容業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。
- 4 理容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合は現に開設されている美容所の名称を、同項第9号に該当する場合は美容師法第11条第1項の届出がされている美容所の開設予定年月日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第1号（その2）（第2条関係）

構造及び設備の概要

1	椅子	脚（5脚以上の場合、項目4で概要を記入すること）
2	洗髪台	有（台） ・ 無（理由：）
3	床面積	作業所： m ²
		消毒所： m ²
		待合所： m ²
		その他（ ）： m ²
		合計： m ²
4	作業所、消毒所及び待合所の区画	有（概要：） ・ 不要
5	床・腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・その他（ ）
6	天井の材質	
7	採光・照明	自然 ・ 人工（作業面において100ルクス以上）
8	換気	自然 ・ 機械（CO ₂ 濃度5,000ppm以下）
9	消毒所の概要	洗い場（流水装置） 箇所 器具等の消毒設備 個
		水切乾燥台 個 手指の消毒設備 個
10	器具専用の容器（セット皿等）	個
11	器具戸棚等（消毒済・未消毒を明示）	未消毒用 個 ・ 消毒済用 個
12	救急薬品箱	個（内容物：）
13	汚物箱・毛髪箱（ふた付きのもの）	汚物箱： 個
		毛髪箱： 個
14	便所の手洗い設備（流水式のもの）	箇所

添付書類

- 理容所の平面図（縮尺等を明示すること。）
- 理容師については、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添えること。
- 法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。
- 開設者が外国人のときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。

様式第1号(その3)(第2条関係)

従業者一覧

No	氏名	従業者 区分	住所(管理理容師のみ記載)		入所日	摘要	
			理容師免許 登録番号又は免許証番号	管理理容師講習会 修了証書番号	退所日		
			登録年月日	終了年月日			
1		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
2		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
3		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
4		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
5		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
6		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
7		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
8		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
9		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					
10		<input type="checkbox"/> 管理理容師 <input type="checkbox"/> 理容師 <input type="checkbox"/> 理容師以外					

※理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨を摘要に記載すること。

様式第二号中 「住所〔法人にあつては、事務所〕」や「住所〔法人にあつては、その名称、氏名〔在地、名称及び代表者氏名〕^①」や「氏名〔所在地及び代表者の氏名〕」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「あつた」や「あつた」に改める。

様式第四号備考中「戸籍謄本」の「又」又は法定相続情報一覧図の写し」や「印」を「あつては」や「あつては」に、「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「代表者の氏名」^②」や「代表者の氏名」

」に、「同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「氏名」^③」や「氏名」に、同

様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の美容師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十六号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(その1)(第2条関係)

宮城県収入証紙貼付欄

美 容 所 開 設 届

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者 住 所
氏 名
電話番号
(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称	電話番号
	所 在 地	
美容所の構造及び設備の概要		「構造及び設備の概要」のとおり
管理美容師及び従業者		「従業者一覧」のとおり
開設予定年月日		年 月 日
同一の場所で開設している理容所の名称		
同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日		年 月 日
営業者から美容業を譲り受けたことの有無		有 ・ 無

備考

- 1 美容業を譲り受けた者は、「美容所の構造及び設備の概要」「管理美容師及び従業者」「同一の場所で開設している理容所の名称」「同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日」のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 美容業を譲り受けた者が、美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては様式第1号(その2)中の添付書類(1)の添付を、同条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては添付書類(2)の添付を、同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては添付書類(3)の添付を省略することができる。
- 3 上記1で変更がない事項の記載を省略する場合及び上記2で添付書類の添付を省略する場合にあっては、美容業を譲り受けたことを証する書面を添付すること。
- 4 美容師法施行規則第19条第1項第8号に該当する場合は現に開設されている理容所の名称を、同項第9号に該当する場合は美容師法第11条第1項の届出がされている理容所の開設予定年月日を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第1号(その2)(第2条関係)

構造及び設備の概要

1	椅子	脚(5脚以上の場合は、項目4で概要を記入すること)
2	洗髪台	有(台)・無(理由:)
3	床面積	作業所: m ²
		消毒所: m ²
		待合所: m ²
		その他(): m ²
		合計: m ²
4	作業所、消毒所及び待合所の区画	有(概要:)・不要
5	床・腰板の材質	コンクリート・タイル・リノリウム・その他()
6	天井の材質	
7	採光・照明	自然・人工(作業面において100ルクス以上)
8	換気	自然・機械(CO ₂ 濃度5,000ppm以下)
9	消毒所の概要	洗い場(流水装置) 箇所 器具等の消毒設備 個
		水切乾燥台 個 手指の消毒設備 個
10	器具専用の容器(セット皿等)	個
11	器具戸棚等(消毒済・未消毒を明示)	未消毒用 個 ・ 消毒済用 個
12	救急薬品箱	個(内容物:)
13	汚物箱・毛髪箱(ふた付きのもの)	汚物箱: 個
		毛髪箱: 個
14	便所の手洗い設備(流水式のもの)	箇所

添付書類

- 美容所の平面図(縮尺等を明示すること。)
- 美容師については、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添えること。
- 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類(講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書)を添えること。
- 開設者が外国人のときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添えること。

様式第1号(その3)(第2条関係)

従業者一覧

No	氏名	従業者 区分	住所(管理美容師のみ記載)		入所日	摘要
			美容師免許 登録番号又は免許証番号	管理美容師講習会 修了証書番号		
			登録年月日	終了年月日	退所日	
1		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
2		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
3		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
4		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
5		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
6		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
7		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
8		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
9		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				
10		<input type="checkbox"/> 管理美容師 <input type="checkbox"/> 美容師 <input type="checkbox"/> 美容師以外				

※美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨を摘要に記載すること。

様式第二十号中「住所〔法人にあつては、事務所所〕」や「住所〔法人にあつては、その名称、氏名〔在地、名称及び代表者氏名〕⑩〕」や「氏名〔所在地及び代表者の氏名〕」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

様式第三号中「あつた」や「あつた」を記載する。
 様式第二十号備考中「戸籍謄本」の「又は法定相続情報一覧図の写し」や「印」を「あつては」や「あつては」に、「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

様式第五号中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。
 様式第六号中「氏名」を「氏名」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

附 則

- （施行期日）
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 （経過措置）
 2 改正前の美容師法施行細則の規定による諸様式で取扱ひ上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年十二月二十三日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則
 旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号（その二）中「氏名」を「氏名」に、

「衛生等責任者」	氏名	住所	「氏名」
「衛生等責任者」	氏名	住所	「氏名」
「営業者から旅館業を譲り受けたことの有無」			有 ・ 無

様式第二十号中「住所〔法人にあつては、事務所所〕」や「住所〔法人にあつては、その名称、氏名〔在地、名称及び代表者氏名〕⑩〕」や「氏名〔所在地及び代表者の氏名〕」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

様式第三号中「あつた」や「あつた」を記載する。
 様式第二十号備考中「戸籍謄本」の「又は法定相続情報一覧図の写し」や「印」を「あつては」や「あつては」に、「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

様式第五号中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。
 様式第六号中「氏名」を「氏名」に、同様式備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」を記載する。

附 則

- （施行期日）
 1 この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年十二月二十三日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十七号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則
 旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号（その二）中「氏名」を「氏名」に、

「衛生等責任者」	氏名	住所	「氏名」
「衛生等責任者」	氏名	住所	「氏名」
「営業者から旅館業を譲り受けたことの有無」			有 ・ 無

(経過措置)

2 改正前の旅館業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の旅館業法施行細則の規定によるものとみなす。